

発 監 第 1 7 号
令和 2 年 8 月 7 日

琴浦町長 小松 弘明 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司



琴浦町監査委員 桑本 始



定 期 監 査 報 告 書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度下半期分の定期監査を実施したので、同条第11項による監査委員の合議により、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

1 監査の期間

令和2年6月18日(木)・7月17日(金)・20日(月)・21日(火)の4日間

2 監査の対象業務

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査について、琴浦町監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に適正性、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画政策課、出納室、税務課、すこやか健康課、子育て応援課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設環境課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の15機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、全ての重要な点において概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 報告事項

(1) 工事契約の変更契約について

災害復旧や上下水道工事等多くの公共工事が町内業者を中心に行われ環境改善が進んでいるところである。

一方、工事の中には計画予算を超過して追加費用がかかった工事も散見される。

「町建設工事執行規則」により変更契約等が行われているところであるが、安易な工事の変更や延長は、事業者の工程管理の厳格化を損ない事業者自身の収益の減少をもたらすだけでなく、行政にとっても無駄な費用を増やすことになる。

事業予算の超過等不要な町負担が増えないよう、設計、見積の精査、事業者に対して工事進捗管理の徹底について指導を行い、経済的かつ効率的に事業効果が上がるよう進められたい。

(2) 公共施設の維持管理について

町では、公共施設の在り方について、公共施設レビュー等を通じて取り扱いを検討されているところである。公共施設の適正化についての方法は、適正な必要面積を算出し、役

割の終わった施設については廃棄していくことが望ましいとされている。

①施設面積の圧縮、②民間活力の活用、③地域への施設の譲渡、④施設の長寿命化、⑤民間施設の利用料助成、⑥未利用施設の売却・賃貸、⑦サービス水準の引下げ、⑧使用料の値上げ、⑨低利用施設の廃止・縮小等がある。

昨年度の補正予算に東伯勤労者体育センターの解体に伴う工事監理が予算化され、本年度解体工事が実施されたところであるが、過去にも、体育館の雨漏り等が多発し、不要な費用が発生した経緯がある。

施設の廃棄又は長寿命化の選別を行うにあたって、今後、必要な施設については、事前に定期的な点検整備を行い、災害等による被害が最小に抑えられ、施設の長寿命化が図られるよう計画的に実施されたい。

（３）補助金交付団体等への事務指導について

地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、補助金等の交付にあたっては「公益性」があることが条件である。

補助金交付実績は、100 件 200, 933 千円で、昨年度と比較して 33, 453 千円の増加である。

厳しい財政状況の中で、従来 of 事業については、補助金交付要綱等に従って、見直しを行い、統合、廃止する必要はないか、また、新たに必要となった事業についても十分精査のうえ導入されることが重要であると考ええる。

また、昨年度補助金交付団体への監査を実施したところ、事務処理レベルが低い交付先もあった。担当課によっては、補助金確定にあたって、その確認資料が、統一されておらず、審査内容も異なっていた。

今後は、提出資料を統一する等、交付目的に沿った事務・事業を実施し、補助金が有効に活用され、成果が上がっているかを確認していただくと共に、補助金交付の目的が達成されるよう指導を徹底されたい。

（４）内部統制制度について

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）により、長による財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われていることを確保するための方針の策定及びこれに基づく必要な体制（内部統制体制）の整備が都道府県及び政令指定都市に義務づけられ、その他の市町村には努力義務が課せられた。

琴浦町においては、従来から稟議制度や担当課による各課への指導等の「内部監査」が実施されてきた。

一方、リスク管理を行う上で、ＩＣＴ※１化の推進とともにＡＩ※２やＲＰＡ※３等を活用し、業務のスリム化を図り、徹底したリスク管理を強化されることが望ましい。

【用語説明】

- ※１ ＩＣＴ： Information（インフォメーション） and Communication（アンドコミュニケーション） Technology（テクノロジー）の略。情報通信技術。
- ※２ ＡＩ： Artificial（アーティフィシャル） Intelligence（インテリジェンス）の略。人工知能。
- ※３ ＲＰＡ： Robotic（ロボテック） Process（プロセス） Automation（オートメーション）の略。定型作業をルールエンジンや AI（人工知能）などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行、自動化する概念。ソフトウェア型ロボット。